

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の人口は、2008（平成 20）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口減少はさらに加速し、高齢化はますます進行することが想定されます。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、とりわけ団塊の世代全体が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急減する 2040（令和 22）年を見据えた対応が大きな課題となっています。

大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域など、地域によって高齢化の状況やそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定され、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化の進行、認知症高齢者の増加など、地域社会において高齢者を取り巻く環境が大きく変容すると見込まれています。

本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、2018（平成 30）年度～2020（令和 2）年度を計画期間とする「唐津市第 9 期高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定し、“高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち暮らせるまちづくり”を基本理念とした施策・事業を展開してきたところです。

こうした「唐津市第 9 期高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」の基本的な方向性と成果を継承しつつ、長期的視点からは 2025（令和 7）年、2040（令和 22）年の双方を念頭に、地域包括ケアシステムの構築やさらには地域共生社会の実現を目指すとともに、今後 3 年間の具体的な施策・取組を進めるための計画として、『唐津市第 10 期高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画』を策定します。

また、成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活などに支障がある人たちを社会全体で支え合う重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないため、当計画には、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画を合わせて策定します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により浮き彫りとなった、感染症蔓延期における高齢者の健康維持や生活支援、介護事業者への経営支援といった新たな課題についても、地域の安定した生活基盤の確保に向けて検討・取組を進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、大きく次の3つの計画を兼ねるものとなっています。また、地域包括ケアシステムの構築を目指していく中で、中期的な「地域包括ケア計画」としての性格も兼ねます。

① 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定する計画であり、介護保険事業計画を包括する上位の計画と位置づけられ、両計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。高齢者福祉計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

老人福祉法 第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

② 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する計画です。

介護保険法 第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

③ 成年後見制度の利用促進に関する市町村計画

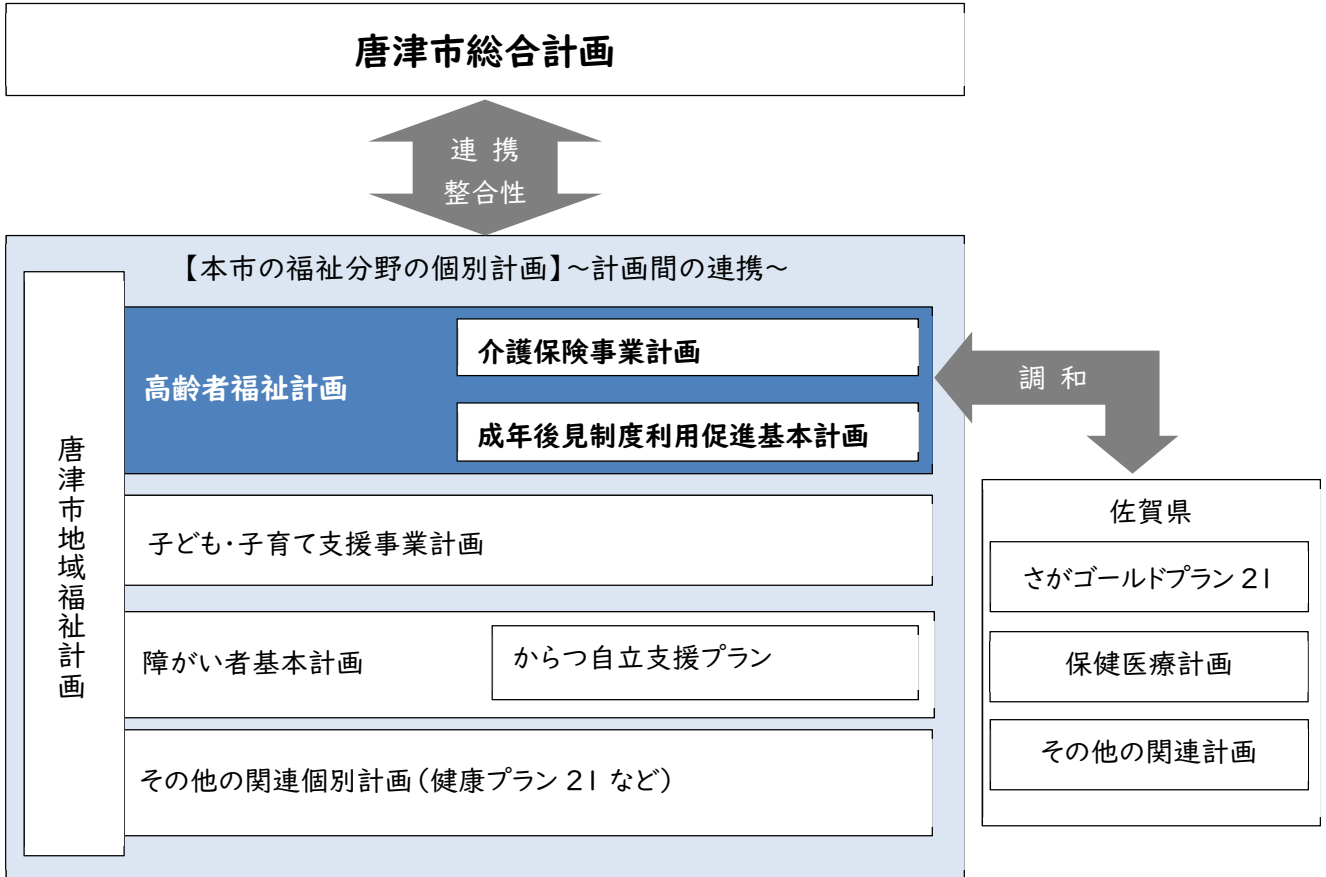
成年後見制度の利用促進に関する市町村計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づき策定する計画です。

成年後見制度利用促進法 第14条第1項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 他の計画との整合調和

本計画は、本市の高齢者福祉施策の基本的指針となるものです。本計画の策定にあたっては、本市における最上位計画である「唐津市総合計画」や社会福祉法に基づく地域福祉計画、その他関連計画や県の策定する計画等との整合を図っています。



3 計画の期間

本計画は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度を目標年度とする3か年計画です。

ただし、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025(令和7)年度や、現役世代の急減が想定される2040(令和22)年度を見据えた中長期的視点も踏まえ、検討・策定しています。

		年度																			
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
	第8期			第9期			第10期			第11期			第12期			第13期			第14期		
	中長期的視点(令和7年・令和22年を見据えて)																				

4 計画策定に向けた取組及び体制

(1) アンケート調査の実施

高齢者の日常生活状況や健康状態、介護の状況等を把握するため、2019(令和元)年度に、65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」を県内統一調査として実施し、今後の高齢者福祉施策・介護保険事業に活かすとともに、計画策定の基礎資料としています。

(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の開催

本市では学識経験者、医療関係者、福祉事業関係者、被保険者代表等の参画による「唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けての審議を重ねました。

なお、次期の令和6年度以降の計画策定委員会にあたっては、作業部会の設置などによる事前の情報共有や課題抽出を図るなど、より適正かつ円滑に協議や審議ができるよう努めます。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に広く市民からの意見を反映するため、計画素案に対するパブリックコメント(市民意見の提出)を実施しました。

5 関係機関との連携及び計画の進捗管理

(1) 関係機関との連携

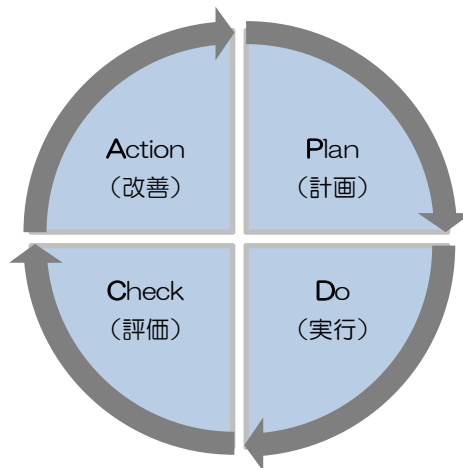
本計画は、本市における高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災などの各機関との連携が欠かせないものになります。

このため、この計画の目標の実現に向け、市高齢者支援課・地域包括支援課・その他関係部署との内部連携や、佐賀県や近隣市町などの行政機関との連携、その他関係団体や機関との外部連携を図り、介護・医療・福祉の施策を一体的に進め、施策の総合的・効果的な実施に努めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、保健・医療・福祉に関して総合的な見地から推進状況を評価・確認していきます。

また、要介護認定の状況、第1号被保険者の保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて各種調査データや統計データを活用しながら適宜検討を行い、介護保険財政の健全運営を図っていきます。なお、施策の実行や評価にあたっては、国の保険者機能強化推進交付金等も活用していきます。



< 例 >

自立支援・重度化予防に向けた 地域マネジメント実施におけるPDCAサイクル

- ① 目標達成に向けた具体的な計画の策定
- ② 計画に基づいた、自立支援・重度化予防に向けた取組の実施
- ③ 実施した施策や取組の検証・実態把握・課題分析
- ④ 評価結果を踏まえた計画の見直し・改善